



橋梁下部工におけるコンクリート及び鉄筋の使用材料について（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成10年11月13日

第 管 531 号
平成10年11月13日

部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

橋梁下部工におけるコンクリート及び鉄筋の使用材料について（通知）

このことについて、コスト縮減対策の一環として下記のとおり取り扱うこととしたので貴課（所）関係職員に周知をお願いします。

また、これにより平成10年度土木工事標準積算基準書運用を別添新旧対照表のとおり改定することとしたので併せて通知します。

記

- 1 使用材料
コンクリート $\sigma_{ck}=240\text{kgf}/(24\text{N})$
鉄筋（主鉄筋）SD345
- 2 適用
平成10年11月20日以降橋梁設計業務に着手するものから適用する。
- 3 留意事項
すでに、従来のコンクリート強度及び鉄筋規格で設計が完了または進行しているものについては修正設計は行わない。また、施工においても使用材料の変更は行わない。
なお、重力式橋台は除く。
- 4 土木工事標準積算基準書運用改定箇所
平成10年度土木工事標準積算基準書運用
第4章第1節コンクリート
2．設計基準強度に対する呼び強度表

公表資料を閲覧された方は、「閲覧者名簿」に資料名、閲覧工事名、氏名及び住所を記入して下さい。
資料名は「予定価格」及び「積算内訳」のうち閲覧したものに「○」印を記入して下さい。

[illegible]

部内各課長、工事検査室長
各土木事務所長
鳥取港湾事務所長

} 様

公共事業の施行に伴う立木の伐採除却について（通知）

記

- 1 伐採等歩掛
 - (1) 伐木及び集積の歩掛は別添のとおりとする。参考として、伐木単価を添付する。
 - (2) 伐採した立木の置き場所までの移動作業は、必要に応じて運搬工を計上する。〔平成10年度土木工事標準積算基準書() - 2 - 13)〕
- 2 設計図書上の取扱い
 - (1) 伐採費用は、共通仮設費のうちの準備費として、積み上げによる積算を行って設計内訳書に計上する。
 - (2) 伐採した立木の置き場所を、別添のとおり現場説明書(特記事項1「支障物件」欄)に明示する。
- 3 施工管理
伐採前、伐採後及び立木の置き場所の状況の写真管理を行う。

伐採及び集積処理に要する費用

[歩 掛]

(1000m²当たり)

名 称	規格	単位	員 数	
			伐木	集積
世話役		人	0.8	0.56
特殊作業員		人	2.0	1.05
普通作業員		人	2.0	1.75
チェーンソー運転	500mm	日	2.0	—

- 2 面積は展開面積とする。
- 3 搬出に伴う機械（索道、運搬機械、積込機械）及び搬出先での処分費は別途計上する。
- 4 除根は、現場条件等を考慮し必要に応じて別途計上とする。
- 5 チェーンソー運転日当たり運転時間は7時間とする。

(別 紙)

写真管理における電子媒体による工事写真の取扱いについて

写真管理における電子媒体による工事写真の取扱いについては、以下のとおりとする。

- 1 工事写真の定義
工事写真には電子媒体によるものを含む。
- 2 工事写真等の提出部数等
 - (1) 工事写真等の提出部数及び形式
電子媒体による工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。
工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各 1 部提出する。
電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数80万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
原本は電子媒体とする。
電子媒体はCD-ROM、MO（230Mb以下）を原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の承諾を得るものとする。
電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式（非圧縮～圧縮率1／8まで）を原則とし、これ以外による場合には監督員の承諾を得るものとする。
 - (2) 工事写真の整理方法
工事写真の整理方法は次によるものとする。
工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りにしたもの）を添付するものとする。
- 3 その他
その他の写真管理については、土木工事施工管理基準第5章写真管理によるものとする。